

出雲市勤労青少年ホームの用途廃止等について

市では、勤労青少年の福祉の増進及び健全な育成に資するため、昭和43年に出雲勤労青少年ホーム、昭和54年に平田勤労青少年ホームを設置しています。

しかし、現在当時と比較し、勤労青少年を取り巻く環境が大きく変化するとともに、利用実態が変わり設置意義が薄れてきていること、また老朽化も著しいことから、今後の両施設の取扱方針について下記のとおりとするものです。

記

1. 「平成31年3月31日をもって勤労青少年ホームの用途を廃止する」

【廃止理由】

- ・勤労青少年福祉法の改正（H27.10.1施行）により、「勤労青少年ホーム」に係る一切の規定が削除され、勤労青少年ホーム設置の努力義務規定がなくなった。
- ・利用の実態は、勤労青少年（15歳以上35歳未満）による利用が少なく、市民の生涯学習の場としての活用が主になっている。

2. 用途廃止後の各ホームの活用方針

○平田勤労青少年ホーム

- ・施設の老朽化に伴い、漏水が激しく応急処置を行ってきたが改善には至っていない。完全な補修工事には莫大な経費を要するため、平成30年度末をもって使用中止とする。
- ・この方針については、利用者団体、平田商工会議所に説明し理解を求めている。

○出雲勤労青少年ホーム

- ・これまでどおり、生涯学習の活動の場として継続する。

3. 勤労青少年ホームの利用件数等について

○平田勤労青少年ホーム

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
件数	8 5 4	6 0 4	4 5 3
人数	6, 2 5 7	4, 1 3 4	3, 8 3 4
使用料	4 7 6, 9 3 9	6 4 3, 8 2 5	5 2 9, 0 4 0

○出雲勤労青少年ホーム

	H 2 7	H 2 8	H 2 9
件数	6 5 6	5 6 4	5 4 1
人数	5, 1 1 1	5, 5 5 8	5, 5 3 0
使用料	1 0 4, 6 5 0	3 0 9, 0 0 0	3 3 3, 9 5 0